

安城市立保育所の設置及び管理に関する条例及び安城市立幼保連携型認定こども園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年12月25日

安城市長 三星元人

安城市条例第51号

安城市立保育所の設置及び管理に関する条例及び安城市立幼保連携型認定こども園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

(安城市立保育所の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第1条 安城市立保育所の設置及び管理に関する条例（昭和62年安城市条例第17号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「別表第1」を「別表」に改め、同条に次の1項を加える。

3 保育所の定員は、規則で定める。

第3条及び第4条を次のように改める。

(利用者)

第3条 保育所を利用することができる者は、児童福祉法第24条第1項の規定による保育を必要とする児童（小学校就学の始期に達するまでの者に限る。以下同じ。）のうち、市長が認めたものとする。

2 前項の規定にかかわらず、特別利用保育（子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第28条第1項第2号に規定する特別利用保育をいう。以下同じ。）を受けようとし、又は前項に規定する保育及び特別利用保育以外の保育所において市が行う事業（以下「保育関連事業」という。）を利用するとする児童のうち、市長が認めたものは、保育所（職員の配置状況、定員等を勘案し、市長が定める保育所に限る。）を利用することができる。

(利用に係る料金)

第4条 保育所の利用に係る料金の額は、次の各号に掲げる児童の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 前条第1項の規定により保育所を利用する児童 1月につき、子ども・子育て支援法第27条第3項第1号に掲げる額
- (2) 特別利用保育に関して保育所を利用する児童 1月につき、子ども・子育て支援法第28条第2項第2号に掲げる額
- (3) 保育関連事業に関して保育所を利用する児童 当該保育関連事業ごとに規則で定める額

第5条の見出し中「保育料」を「保育料等」に改め、同条中「これらの日の翌日とする。」を「その日後においてその日に最も近い休日及び土曜日でない日」に、「保育料（）」を「保育料等（保育所の利用に係る料金の額（）」に、「保育料に」を「料金に」に改め、「する法定代理受領」の次に「その他これに類するもの」を加え、「を保育料」を「を当該料金の額」に、「額とする。次条及び第7条において」を「額）をいう。以下」に改め、同条に次の1項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、保護者は、市長が必要と認める場合は、市長が別に定める日までに市長が別に定める期間の分の保育料等を納付することができる。

第6条を削る。

第7条中「保育料又は延長保育利用料」を「保育料等」に改め、同条を第6条とする。

第8条を第7条とする。

附則第2項中「法附則第9条第1項の」を「子ども・子育て支援法附則第9条第1項の」に、「第4条第2項に規定する特別利用保育を受ける児童」を「特別利用保育に関して保育所を利用する児童（同項の規定の適用を受ける者に限る。）」に、「保育料」を「保育所の利用に係る料金」に、「同条第1項及び第2項」を「第4条第2号」に、「一月につき、法」を「1月につき、同法」に改める。

別表第2を削り、別表第1を別表とする。

（安城市立幼保連携型認定こども園の設置及び管理に関する条例の一部改正）

第2条 安城市立幼保連携型認定こども園の設置及び管理に関する条例（令和3年安城市条例第27号）の一部を次のように改正する。

第2条に次の1項を加える。

3 認定こども園の定員は、規則で定める。

第3条及び第4条を次のように改める。

(利用者)

第3条 認定こども園を利用することができる者は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第9条の規定による教育及び保育を受けようとする子ども（小学校就学の始期に達するまでの者をいう。以下同じ。）（利用する年度の4月1日の前日において満3歳以上である者に限る。）のうち、市長が認めたものとする。

2 前項の規定にかかわらず、同項に規定する教育及び保育以外の認定こども園において市が行う事業（以下「保育関連事業」という。）を利用しようとする子どものうち、市長が認めたものは、認定こども園（職員の配置状況、定員等を勘案し、市長が定める認定こども園に限る。）を利用することができる。

(利用に係る料金)

第4条 認定こども園の利用に係る料金の額は、次の各号に掲げる子どもの区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 前条第1項の規定により認定こども園を利用する子ども 1月につき、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第27条第3項第1号に掲げる額

(2) 保育関連事業に関して認定こども園を利用する子ども 当該保育関連事業ごとに規則で定める額

第5条の見出し中「保育料」を「保育料等」に改め、同条中「これらの日の翌日とする。」を「その日後においてその日に最も近い休日及び土曜日でない日」に、「保育料（）」を「保育料等（認定こども園の利用に係る料金の額（）に、「保育料に」を「料金に」に改め、「する法定代理受領」の次に「その他これに類するもの」を加え、「を保育料」を「を当該料金の額」に、「額とする。次条において」を「額）をいう。以下」に改め、同条に次の1項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、保護者は、市長が必要と認める場合は、市長が別に定める日までに市長が別に定める期間の分の保育料等を納付することができる。

第6条（見出しを含む。）中「保育料」を「保育料等」に改める。

附則第3条中「法附則第9条第1項の」を「子ども・子育て支援法附則第9条第1項の」に、「法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「第3条第1項の規定により認定こども園を利用する

子ども（同法附則第9条第1項の規定の適用を受ける者に限る。）」に、「保育料」を「認定こども園の利用に係る料金」に、「第4条」を「第4条第1号」に、「一月につき法」を「1月につき、同法」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。